

赤井川村地域公共交通活性化協議会【第1回】

日 時 令和5年6月21日（水）
午前10時30分
場 所 赤井川村役場 第3会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 説明・協議事項

- (1) 赤井川村地域公共交通活性化協議会役員の指名について
- (2) 赤井川村地域公共交通活性化協議会財務規程に定める監事の選任について
- (3) 令和4年度赤井川村地域公共交通活性化協議会事業報告・決算について
- (4) 令和4年度赤井川村地域公共交通活性化協議会決算監査報告について
- (5) 令和5年度赤井川村地域公共交通活性化協議会事業計画（案）・予算（案）について
- (6) 赤井川村地域公共交通バス（むらバス）の運行状況について
- (7) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- (8) 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）について

(1) 赤井川村地域公共交通活性化協議会役員の指名について

会 長：協議会設置要綱第5条第2項の規定により、赤井川村副村長とする。

副会長：協議会設置要綱第5条第3項の規定により、会長が指名する。

副会長に _____ 氏を指名する。

(2) 赤井川村地域公共交通活性化協議会財務規程に定める監事の選任について

赤井川村地域公共交通活性化協議会財務規定第9条に基づき、監事を互選する。

監事に _____ 氏を選出する。

(3) 令和4年度赤井川村地域公共交通活性化協議会事業報告・決算について

別紙資料1

(4) 令和4年度赤井川村地域公共交通活性化協議会決算監査報告について

別紙資料2

(5) 令和5年度赤井川村地域公共交通活性化協議会事業計画(案)・予算(案)について

別紙資料3

(6) 赤井川村地域公共交通バス(むらバス)の運行状況について

別紙資料4

(7) 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

令和5年10月から令和6年9月までの間における、むらバス運行経費に対する

国庫補助を申請するため、別紙の地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請を行うものとする。

別紙資料5

(8) 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）について

①協議の理由

社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会において、新たな送迎サービス「おでかけアシストサービス」「通院送迎サービス」を開始するにあたり、自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の登録申請に関して、協議会での合意形成を行うものです。

②申請者

赤井川村字赤井川 318 番地 1

社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会 会長 阿部 政範

③運送の区域

運送の区域
赤井川村

④運送しようとする旅客の範囲

おでかけアシストサービス

赤井川村の住民で会員登録をした者

通院送迎サービス

赤井川村の住民で、要介護、要支援認定を受けた方、自立支援事業対象者及び障がい者妊産婦等移動困難と認められる者

⑤旅客からの対価について

おでかけアシストサービス

入会金 1,000円 1回100円（片道）

通院送迎サービス

赤井川診療所 1回 500円（往復）

余市町、仁木町 1回 1,500円（往復）